

寒河江市告示第 2 2 号

寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 5 年寒河江市条例第 4 6 号）第 5 条の規定により、令和 8 年度賦課対象区域を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

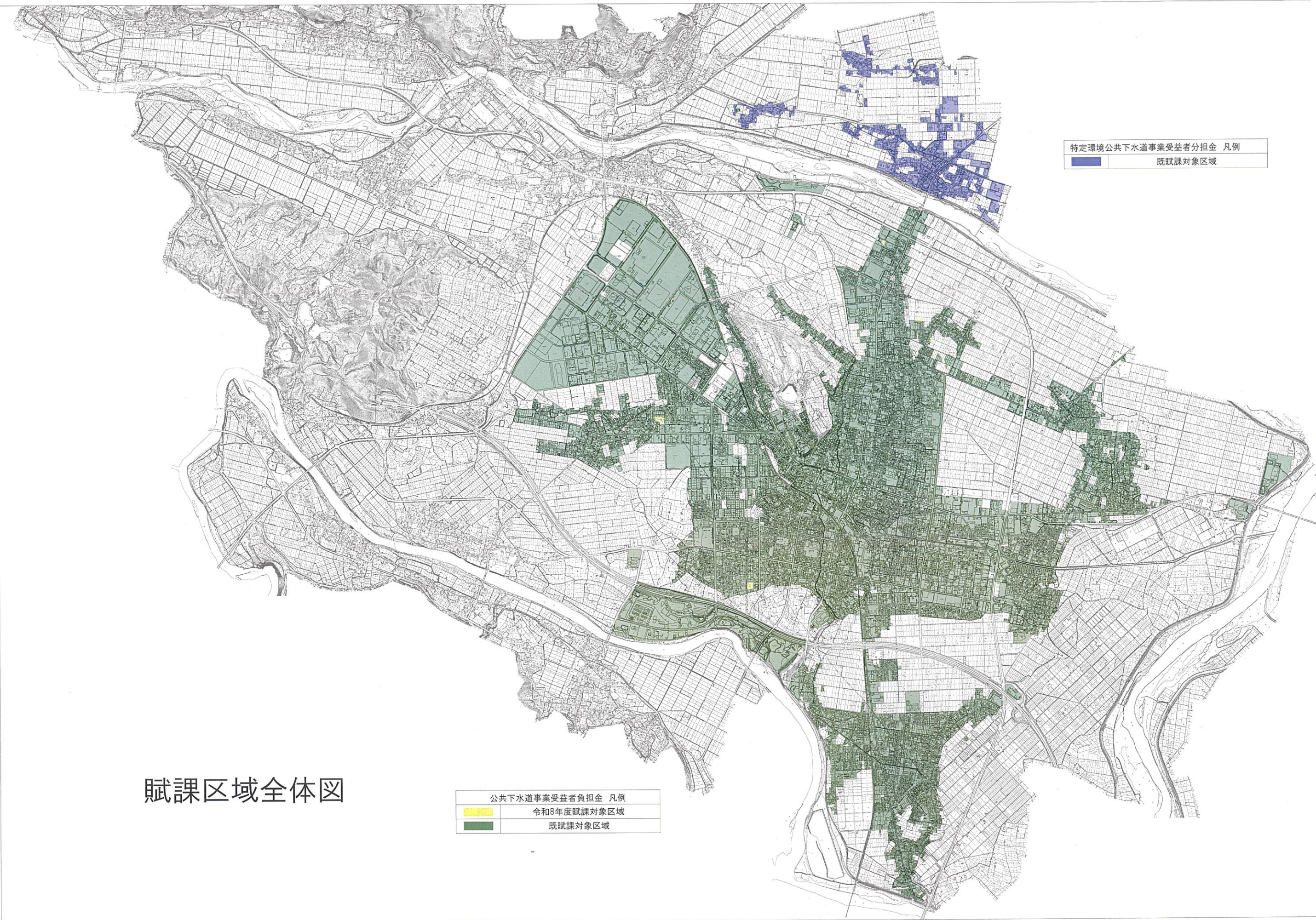
1 賦課対象区域の字名

公共下水道事業区域

大字西根（字上川原、字石川下）、仲谷地一丁目、南町一丁目、大字柴橋字下鎌の一部

2 賦課対象区域の位置

別紙図面のとおり



特定環境公共下水道事業受益者負担金 凡例
既賦課対象区域

賦課区域全体図

公共下水道事業受益者負担金 凡例
令和8年度賦課対象区域
既賦課対象区域